

【4次締切・採択事業者向け】事業計画への事前着手申請対応要領

令和2年11月13日
ものづくり・商業・サービス補助金事務局
(全国中小企業団体中央会)

■事前着手申請とは

補助金交付決定前であっても、事務局から事前着手の承認を受けた日以降に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費については、特例として補助対象とする措置をいいます。

※事前着手の承認日より前に発注等を行ったものは補助対象となりません（特別枠で採択となった事業者における感染防止対策費を除きます）。

※事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請手続きは必要となります。また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申請対象事業者

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型・グローバル展開型〕の4次締切にて採択となった事業者

■受付期間

採択発表日から、その翌日より起算して14日後の17:00まで

※採択発表日は2月中旬の予定です。

■申請様式

現在準備中。追って、ものづくり補助金総合サイトに掲載いたします。

■提出方法および提出先

提出方法は、電子メールのみです。申請様式にて申請書を作成後PDF化し、電子メールに添付のうえ、別途お知らせするメールアドレスへ送信してください。

提出先（メールアドレス）は、採択発表時に採択事業者へ個別にお知らせいたします。

※郵送等での提出は不要です。上記以外の方法で提出されたものは、正式な申請書として受理いたしませんので、あらかじめご了承ください。

■承認結果の通知

承認結果は、申請書受領後1週間以内を目途に、申請様式の送信者のメールアドレス宛に通知いたします。

※申請様式送信時にCCに設定されたメールアドレスにも通知します。

■その他注意事項

事前着手の承認を受けた事業者は、採択発表日の翌日から起算して30日後までにj Grantsにて交付申請手続きを行ってください。この期限までに交付申請手続きが行われなかった場合、事前着手の承認は無効となりますので、ご注意ください。なお、事前着手の承認が無効となった場合、交付決定前に行った発注等については、補助対象外となります（特別枠で採択となった事業者における感染防止対策費を除きます）。

以上